変更理由

名古屋市による中川運河（南郊運河）の開発に伴い、港湾隣接地域の解除を行う。

変更内容

港湾法（昭和２５年法律第２１８号）第３７条の２の規定に基づく名古屋港港湾隣接地域の解除を次のとおり行う。

変更箇所図

変更地区

変更地区	変更内容	地　番
中川運河	解除	港区新川町一丁目地先、中川区玉川町四丁目地先

注）表示の地番は、その土地の一部の場合を含む。